



埼玉県報

第 3093 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 2 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 入西北部土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく建設業許可の取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に基づく道路の指定等（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道松伏春日部関宿線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告示

埼玉県告示第三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ所沢店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）七千六百六十五平方メートル

（変更後）一万四千三十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六四八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二四六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一六一平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三二二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三一立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 六三立方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前六時三十分から午後十時三十分

（変更後）駐車場② 午前六時三十分から午後十時

駐車場①、③、④、⑤ 午前六時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成三十一年十一月二十三日

ニ 届出年月日

平成三十一年三月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 一万九千八百八十一平方メートル

（変更後） 一万九千五百六十五平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一五二三台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一五〇〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 五六八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 九七台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 二四八平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二四六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 八四立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一四八立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 株式会社LIXILビバ 午前六時から午後九時三十分

未定一者 午前九時から翌午前零時

未定五者 午前九時から午後十時

（変更後） 株式会社LIXILビバ 午前六時から午後九時三十分

未定一者 午前九時から午後十時

未定十三者 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場①②③ 午前五時三十分から翌午前零時三十分

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

(変更後) 駐車場①③ 午前五時三十分から午後十時三十分

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場④⑤ 午前九時から午後五時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午後十時

荷さばき施設④ 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午後十時

荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分

ハ 変更年月日

平成三十一年十一月二十三日

二 届出年月日

平成三十一年三月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年四月二日から平成三十一年八月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入西北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	加藤正勝	同 同 四百十六番地の一
同	金子福壽	同 同 四百二十六番地
同	山崎政義	同 同 四百三十九番地の二
同	福田正明	同 新ヶ谷三十三番地
同	大山正廣	同 東坂戸一丁目三番二〇六号
同	栗嶋常雄	同 大字東和田百七十五番地の一
同	松本均	同 沢木三百九十七番地
同	奥田操	同 同 三百八十六番地
同	中島英生	同 同 九番地一
同	大室正実	同 同 今西百二十三番地一
同	石川昇	同 同 北浅羽百五十八番地
同	大山邦行	同 同 百九十九番地
同	森相優	同 同 二百三十八番地
同	高橋秀雄	同 同 百五十二番地
同	田口豊	同 同 東松山市大字田木二百六十四番地
監事	渡邊佐京	同 同 坂戸市大字東和田百九十四番地一
同	比留間洋	同 同 長岡八十一番地
同	森田文明	同 同 戸口四百十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	加藤正勝	同 同 四百十六番地の一
同	山崎好典	同 同 四百三十七番地
同	村松謙次	同 同 四百四十九番地一

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成三十一年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
合同会社光和建設	埼玉県川口市源左衛門新田一九四番地三 マリアージュ東川口 三〇九	後閑 安喜	埼玉県知事許可 (般一二六) 第六三四〇六号
株式会社グランドホーム	埼玉県川口市東川口三丁目三番三六号	山上 栄	埼玉県知事許可 (般一二八) 第六一一七八号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成三十一年埼玉県告示第三百三十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第三百三十六号

平成三十年埼玉県告示第六十七号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百三十七号

平成三十年埼玉県告示第千三百二十五号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十二日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百三十八号

平成三十年埼玉県告示第九百七十四号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百三十九号

告 示

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	二百五十四号	和光市新倉五丁目二〇一〇番一地先から 朝霞市大字上内間木字内川端四一八番三地先まで
一般国道	三百五十四号	加須市柳生字小屋口一六五六番一地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一地先まで
一般国道	四百六十三号	越谷市神明町二丁目四一六番三地先から さいたま市岩槻区大字釣上字神明島七一番一地先 まで
県道	深谷東松山線	東松山市大字石橋字小林一五八五番一〇地先から 同市大字上野本字円光寺一三五番一地先まで
県道線	上野さいたま線	上尾市大字上野字三塚四一番一五地先から 同市大字平方領々家字前四九七番一地先まで

二 指定する期日

平成三十一年四月十五日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設

等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告 示

埼玉県告示第三百四十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―二六―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字上扇字屋敷裏千二百八十六 外四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八百三十四・六立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

嵐山町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

嵐山町から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十三号

嵐山町から東松山都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百四十四号

嵐山町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県春日部市上柳一番地先 から同市上柳十四番五号地先 まで		区 間
一〇・四〇〃 一三・六〇	一〇・四〇〃 一三・六〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・九五		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市上柳一番地先から 同市上柳十四番五号地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十一年四月二日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号 で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西金野井春日部線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市牛島九九八番三地先から 同市牛島九九六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西金野井春日部線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市新川一〇三番一地先から 同市牛島一〇〇〇番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>西金野井春日部線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部下柳二二番六地先から 同部下柳二二番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年三月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成六年十一月二十九日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年四月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十一年二月二十二日

指令川建セ第三〇〇一五〇号

二 検査済証番号

平成三十一年三月二十七日

川建セ第三〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字天ヤヲネ七十八番七、七十九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井七十八番地三

井本 大輔